

令和5年5月18日

憲法審査会質問要旨

立憲民主党
階 猛

- ① 憲法改正により国会議員の任期延長規定を置くべきと主張される皆さんは、有事や大災害など国難の場合にも国会機能を維持する必要があることを根拠にしますが、安倍政権では「国難突破解散」と称して国難なのに国会機能を停止させたこともあれば、憲法53条に定める臨時国会の召集要求を長期にわたって無視して国会を機能させないこともありました。

将来起こりうる国会機能の不全に備えて議員任期の延長規定を議論するのであれば、現に起きている解散権の濫用や臨時国会の召集先送りという国会機能の不全については、なおのこと議論すべきではないでしょうか。【両参考人】

- ② 国会の機能を果たすうえで、任期延長必要説は、国難においても両院のメンバーが揃った状況で審議することを重視していますが、本来選挙で民意の審判を仰がなくてはならない状況にあるメンバーには民主的正統性が欠けているという問題点もあります。

その意味で国難における任期延長不要説、すなわち緊急集会活用説とは一長一短であり、むしろ国難の備えを急ぐのであれば、憲法改正によるよりも、国難にあっても可及的に選挙を実施できる環境を整える法改正や、緊急集会の開催要件や権限の範囲などを必要十分な範囲で拡大する法改正の議論を進める方が有益ではないでしょうか。【両参考人】

- ③ 任期延長必要説は、緊急集会の活動可能期間が70日程度の短期間に限られると解されることを論拠の一つに挙げます。しかし、緊急集会の活動可能期間の上限について明文の規定はありません。

国難により解散から総選挙までの期間が長期にわたり、解散による衆議院不在期間が継続するときは、緊急集会の活動期間もそれに応じて当然延長されると解していいのではないのでしょうか。【長谷部参考人】

以 上